

「全労済運動、助け合いの現状と課題」

熊 沢 年 啓 (全労済山形県本部 本部長)

1. はじめに

皆さんこんにちは。全労済山形県本部の熊澤と申します。本日は連合山形の寄附講座「労働と生活」で、皆様と一緒に、学び気づきの多い講義にしてみたいと考えています。

テーマは「共済活動、たすけあいの現状と課題」で講義をさせていただきます。

講義に入る前に、突然ですが皆さんにお聞き致します。全労済のCMを、例えばテレビ、コンビニ、金融関係などで、見た・聞いたことがある方、手を挙げていただきたいと思います。はい、ありがとうございます。3分の2ぐらいということで、CM宣伝が足りなかったと感じます。まだまだ愛されていないし、まだまだ身近に感じられていないのが我々全労済かなと、今、皆様の手を挙げていただいた数を見て、思ったところです。

より身近に感じていただける様に、事例を2つほど講義に入る前にお話しをさせていただきたいと思っております。まず一つ目ですが、皆さん学生ということでよく自転車に乗って通学、ショッピングなどと色々行かれると思います、身近に感じられる事例です。ある駅付近で高校生が歩道を走っている時に主婦とぶつかりそうになり、ハンドルを切ったところ、主婦のショルダーバックの肩紐にハンドルがタイミングよく引っ掛かり、その主婦が大怪我をしました。その時の賠償額が1,743万円もが支払われています。そして二つ目は、雷についてです。山形県で言いますと日本海側の庄内地方が結構雷の被害が多く発生しております。村山でも少々ありますが、比較的庄内が多く見受けられます。雷で何が起きるのかというと落雷による瞬停や停電が起き、テレビ、DVDレコーダー、パソコン等が一瞬にして壊れてしまうという被害が結構あります。その損害額は幅広く何千円から百万円超の損害もあります。私も5年前に新しくDVDレコーダーを買ったのですが、瞬停の落雷でその一台だけ壊れ4万円ほど給付をいただきました。このように予測できない、まさかの危険に対しての備えが保険や共済です。その様な時に非常に役立つのだということを少し頭に入れていただきたいと思います。

そして、本日の目次、アジェンタでございますけれども、「全労済とは」から「共済と保険」、そして「防災と減災と全労済」このようなステップで話をさせていただきます。特に全労済は生活協同組合であるということをご理解していただきたいです。

2. 全労済とは

「1. の全労済とは」ですが、私も社章を付けているこの社章についてお話を致します。社章の意味は、これは、火災の炎をイメージしたもので、不慮の事故に対する労働者共済の使命を表しています。また円は、「支援」と「団結」を意味すると同時に内側から外側に伸びていることから、どんどん伸びて発展する姿がこめられています。そして数年前からイメージキャラクターが向井理さんになりました。これまでは中村雅俊さんでしたが、中村さんはシニア向けのCMに出演しています。今のメインは向井理さんになっています。

続いて、先ほどから「全労済、全労済」と言っておりますが、正式な名称は「全国労働者共済生活協同組合連合会」です。これは消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の許可を受けて設立された共済事業を行う協同組合です。全労済は、保障を扱う(生活協同組合)生協です。全国47都道府県に単位都道府県本部があり、それぞれで運用しています。

次に「協同組合」と先程からありました。労金の説明でも営利を目的としない組織とありましたが、具体的に言いますと「生活をより良くしたいと願う人びとが、自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動を進めていく」という意味を含めた『営利を目的としない組織』です。この営利を目的としない協同組合には、多くの内容があります。分野ごとに言いますと「農業」「漁業」「林業」「消費」「商工」です。協同組合の枠では、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合そして我々全労済が入っている枠は、購買生協、共済生協、大学生協というここに含まれます。大学生協と一緒にこの枠であることを頭の中に入れていただきたいと思っております。

次に「共済」「共済事業」とは何?となってくると思います。皆さんは、全労済という言葉は初めて聞いた時

にどのようなイメージがわきましたか？私が初めて全労済という言葉聞いた時は、共済も損保も全部ごっちゃで、どんな区分になっているかが全く分からないというのが本音でした。多分、本日お集まりの皆さんもなかなか区別がつかず分かりづらいなと思っているに違いないと思います。

「共済とは」「共済事業とは」とありますが、「共済とは」あらかじめ一定の金額を拠出していただき、協同の財産を全労済で準備し、万一の出来事に、協同組合の組合員がお互いに助け合って備え、支える仕組みです。そして全員で助け合っていくという仕組みを作ったのが「共済事業」となります。さらに、この共済事業の概念は、組合員がより豊かな生活を送るための総合的な生活保障へと拡大しています。

さて、共済掛金の構成の説明ですが、「純掛金」と「付加掛金」これを合わせて共済掛金となっております。「純掛金」とは、共済事故が発生した時に支払う共済金に充てるためのものです。具体的に言いますと、共済金支払いに充てられる金額で、異常危険率掛金と平均安全率掛金で構成されています。異常危険掛金は、台風や大火などの想定できない災害への備えの積み立てです。平均安全率掛金は、過去の実績の平均を基礎として算出しています。平均より多く災害が発生しても、共済金が支払えるように上積みしている掛金です。そしてこの「純掛金」は、年単位で剰余金が生じた場合は、割戻金で還元するしくみになっています。「付加掛金」とは人件費とか、あるいは先ほど言ったイメージキャラクターの向井理さんへのCM費などは、事業運営費として、この付加掛金から充てています。「純掛金」と「付加掛金」の双方の合計が共済掛金です。

私達、全労済が目指す保障の考え方についてですが、私達の生活を取り巻くすべてのリスクに対する保障を「私的保障」だけで賄おうとすると、少し無理があります。そんな無理をしないように企業内保障、企業あるいは労働組合の保障制度を取り入れて考え、公的保障、社会保険制度などをしっかりと把握しながら、この足りない部分を私的保障として全労済と一緒に考えていく、これが全労済がめざす保障の考え方です。全てを全労済共済で補うような提案をせず、しっかりと企業の保障、社会的保障というベースを捉えた上で、足りない部分を補っていきましょう。このような話を進めているのが全労済の考え方の一番のポイントです。具体的に言いますと、ライフスタイルに合ったライフプラン実現へのお手伝い、保障の充実と家計支出の軽減、無理なく準備できる本当に必要な保障を組合員の皆さんと考えることを目指しています。無理に強制的、しつこく何回も入って下さいとお願いするのではなく、共済内容などをしっかりと理解していただいて、お互い理解が出来た段階で判断をしていただくというやり方で進めています。

では、全労済には、どのような保障制度があるのですか？となる訳ですが、全労済には、6つの保障領域があります。具体的には、住宅・家財保障を中心に、遺族保障、医療保障、老後保障、自動車補償、障がい・介護保障の生活リスクに対する6つの保障領域です。見て分かって頂いたと思いますが、ほぼ普段生活しているリスクに対して全部補える保障があるというのが我々全労済の特徴でございます。家族全員、家丸ごと、全労済一つで間に合う。これが全労済の良いところでありまして、いろんなライフデザインに合わせて、共済を組み立てできるファイナンシャル・プランナーという資格を持つ職員がおります。色々な相談をおこなえば、的確にどのような共済がいいのなど、色んな角度から保障設計を一緒になって考えていきますので、是非とも全労済を活用していただきたいと思っております。

3. 生協法の概要

少しだけ歴史を振り返ります。生協法の概要ですが、生協法は1948年に制定になりました。その後、2008年4月に新しい生協法に変わっています。改正になった理由は簡単です。60年間ずっと同じ規則でやって来て、これまでの生協法では、もう合っていない内容が多くなった。大きく内容が変わったのが2008年です。その時に、どのように大きく変わってかといいますと労福協の鈴木専務より話をいただいているのではないかなと思います。新たに4つ大きく内容が変わりました。①運営機能の強化②監視機能の強化をやって行かなければならないということ。そして③経営の更なる健全性を確保しなければならない。④円滑な事業実施もしていかなければならないということなどです。全労済としても、この改正から事業体として見直しをかけながら効率の良い仕事。あるいは、法遵守を進めている次第です。

しかしながら、この大きく新しく変更されても変わっていない条文があります。それは3つあります。①第1条の目的、②第2条の組合員基準、③第9条の最大奉仕の原則ということで、この3つは生協法が変わっても変わっていない。それだけ重要な条文ということなのです。

この3つについて順番に話を致します。まず、はじめに第1条目的です。「この法律は、国民の自発的な生活協同組合の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする」となっております。自発的な組織とは、他人から強制されるのではなく自らの考えによって行動する。

そして、生活の協同とは、日々の暮らしの全般にわたって知恵を出し合い、力を合わせてより良いものにするための組織を作っていきますというので、この第1条は変わっておりません。

次に、第2条におきましては、6つ程有りますが、重要視したいのが(1)「一定の地域又は職域による人と人との結合である。」ということ。そして(3)「組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。」(5)は「組合員の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと。」ということ、全てオープンの中でやっていくとなっております。また、特定の政党の為に使用してはならないということ。これは変わっておりません。

第9条です。これは先ほど言いましたように、組合は、その行う事業によって、その組合員および会員(以下、組合員と総称する。)に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としての事業を行ってはならない。非営利の原則という条文、ここも変わっていない内容です。

4. 共済と保険

次に、(1)共済と保険の仕組みについてです。共済と保険の共通点と違う点をお話いたします。まず、はじめに共通点、考え方の同じところですが、①リスクの発生率と損害程度に応じてコストを、共済掛金又は保険料とうかたちで加入者は負担をシェア②共済掛金または保険料からリスクに遭遇した人に共済金または保険料が支払われる。この2つに関しては、まったく基本的な枠組みは一緒です。しからば、どこがどう違うのか?ということになります。

一番大きく違う点は、比較した場合にこの事業の展開の在り方。ここがまず一点目として大きく違ってきます。共済は、特定の地域や職域でつながる組合員という限定された方を対象に共済を提供していく。一方、保険は、不特定多数の方々を対象に保障を提供していく。詳しく言いますと、特定の地域とは、我々全労済は、山形県本部は山形県の地域の方々だけにしかこの共済に加入していただくことが出来ないということ、なので特定の地域となります。例えば、山形県本部で仙台の人を共済に加入くださいということは出来ませんよとなります。一方、保険は、全国どんな県でもいいので、山形県私が仙台の方々には加入して頂けるという様に幅広い地域の方々を加入できるのが保険です。これを不特定多数とのいう表現で表されております。

資金運用の仕方も若干違ってきます。我々全労済は、公社債ということで、国債を中心とした安心できる運用方法をやっております。一方、保険は、大企業株式取得や貸付金などで運用を回している。昨年末までは、株価が好調だということで、保険会社の方は、利益が前年比二割、三割増しということになっております。全労済は、国債が中心ですのでリスク回避を念頭に置きながら運用しています。全労済も保険会社程では有りませんが利益を確保出来ています。全労済は大企業株式取得や海外株取得を大きくしないのか?なぜかと言いますと、2008年のリーマンショックの時に、外資系の株価が大幅下がり大きいダメージを受け、組合員さんに迷惑を掛けたという反省があり、今は、公社債を中心とした運用を行っています。

そして遵法すべき法の守りは、私達共済は、生協法・保険業法の2つですが、保険の方は保険業法のみとなっております。パワーポイントに記載しているこの5つの点が違う点です。したがって、それぞれ呼び名も違っています。生命共済を生命保険とか、自動車共済を自動車保険、共済掛金を保険料、など全て違っています。保険業界では、話す時はすべて生命保険、火災保険、自動車保険ときまして、保険料となります。共済は、全て共済が付きます。生命共済、火災共済、自動車共済、共済掛金、共済金などとなります。ここを覚えていただきたい。

5. 全労済の概要

全労済の概要でございますけれども、2015年度の決算を見ますと保有契約件数が3,262万件、総資産が3兆5,151億円。受入共済掛金が5,908億円です。非常に安定して安全な共済であるということでございます。何が安全ですかと言いますと、ここには記載していませんが、支払い能力が14倍ほどあるとなります。この支払い能力というのは、非常に言い方は失礼なのですが、東日本大震災の時に払った金額の14倍の払う能力が

あるということで、非常に国際的にも評価されているのが全労済です。

続いて、これは理念と信条ですが、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」は、全労済の変わらぬ価値観（最上位概念）であり、信条は、この理念を実現していくための私たち全労済職員の行動規範です。

6. 全労済のあゆみ（全国）

ここで、全労済（全国）の歩みについて簡単に話をさせていただきます。助け合いの共済が今日あるのは、賀川豊彦氏がイデオロギーを超えて作り上げていったからと言われております。賀川豊彦氏は、日本の協同組合の父と呼ばれていています。そして、なぜ労働組合が出来たかというのも、先ほど労金の大泉本部長から説明があったような内容で労働組合が出来ております。もし、労働組合や共済に非常に興味のある方は、この賀川豊彦さん記念館が神戸にありますので是非足を運んで勉強していただきたいです。非常に分かりやすい講義もお聞きいただけます。因みに賀川豊彦氏はノーベル賞の候補に3回ほど名前が上がったのですが、最終的にはいろんな条件が合わず、賞は取れませんでした。共済（助け合い）という意味では非常に有名な方ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、全労済は、大阪から生まれたのが始まりでございました。なぜ大阪で生まれたのかですが、当時の労働者の住居は、昔の建物は木造の薄い家で粗末な家屋が非常に多かったこと。そして火事も多い中で、その板一枚のような住宅ですので火が付くと一瞬にして全焼してしまうとか、一瞬にして燃えてしまうということでした。火災保険に入りたいけれども、なかなか高く入れない。そしてまた、火災保険会社もそういう住宅には加入してほしくないという、こういうことが起きていました。それだったら自分たちでお金を出し合って、助け合いの組織を作ろう。それが始まりとお話を聞いています。適正な保障、お手頃な掛金、働く者の連帯強化という強い絆から生まれたのが共済であり、全労済が大阪で生まれた理由です。

全労済は、1957年9月29日に発足致しました。全国での統一は1976年6月30日になります。また、山形県の全労済の歩みはどうだったのか？山形県の全労済は、1957年6月4日に創立総会を開催し創立致しました。当時の活動方針が火災共済は2万口を目標に、加入者数目標を1万人にして運営を開始致しました。そんな中、庄内地区田川炭坑住宅で大火が発生し、罹災者名23名。山形県の全労済が創立して2年足らずでなかなか資金も無い中での火災でした。当時としては、最大の試練でありました。東北労働金庫や労働組合からお金を借りながら、組合員さんに支払いをおこなったと聞いております。そして当時の全労済の職員の方々は、『負債は、いつかは返せるが、失った信頼は永久に取り戻せない』という考えで取り組みました。この考えは今なお脈々と引き継がれています。

そんな中、皆さんは多分記憶には無いと思いますが、40年前に酒田大火で267名の方が組合員として罹災されました。そのうち213名の住宅が全焼ということで給付総金額が4億2400万となりました。これもだいぶ厳しい状況でしたが、全国にある全労済県各県本部から協力をいただきながら迷惑をかけることなく支払いが出来たということ、改めて全国規模のスケールメリットを生かした取り組みが出来たと思ひます。また、全労済は、防災・減災活動にも取り組んでおり、毎年、大火や災害を風化させない取り組みとして防災カフェを実施しています。

次に、阪神大震災について少しだけ話しますと、ちょうど20年ぐらい前になりますので、皆さんは生まれたばかりで、震災に遭遇していないので、多分ネットやニュースあるいはご両親から聞いているだけの話になるかと思ひます。阪神淡路大震災は、死者が6,400名、家屋倒壊が24万8千という非常に大きい震災が起きました。全労済は、大規模災害発生後直ちに、少しでも早く罹災者の助けができるよう、早急に災害対策本部を設置しました。全国の職員が支援要員として現地に動員され、罹災者宅を1軒1軒訪れてお見舞いと調査にあたりました。共済金と見舞金の支払総額が185億円ということで、より早く安全に生活できるようみんなで力を合わせて対応してきたというのがこの阪神淡路大震災での罹災調査でありました。この阪神淡路大震災から新しく出来た支援法があります。これは、ちょっと字が小さいのですが、被災者生活再建支援法という制度です。これは、全労済グループや日本生活協同組合連合会や連合や兵庫県の4団体が署名を行いながら法案を通常国会にかけ、可決成立をしていたという内容になります。本当に困っている方を救うと言う強い思いがあるからこそ国を動かす事が出来たと考えています。

次に東日本大震災のお話を致します。もう5年が経とうという時期ですね。全労済は、支払金額総額で1,273

億円。昨年度一年だけでも8億円の支払いをおこなっています。いろんな困っている人を、一日でも一分・一秒でも早く普通の生活に戻していきたいという強い思いで取り組んでいきます。

熊本震災の対応も2016年12月末時点で被災受付件数25000件 お支払い金額132億円となっています。

このような取り組みをしてきまして、私、昨年10月に釜石市に行きました。釜石市の新日鉄釜石住金労働組合の委員長からこんなお話をいただきました。

これは、東北労働金庫と全労済に対する感謝のお話でありました。東北労働金庫・全労済とも震災直後から現地に入っていただき活躍をしていただいた。東北労働金庫は本当に低金利の商品を新たに考えてくれて、困っている人にお金の融資を地域で一番に提供してくれた。そして、我々全労済は、どこの保険会社よりも早く現地調査をして頂き、元気づけられた等の言葉を頂きました。このお言葉が私達の励みにもなっております。このような行動は、共済活動、共済事業というのは立場で仕事をおこなっているからこそ出来る行動であると改めて思っているところです。

7. 防災と減災と全労済

防災と減災と全労済ということで、最後の項目になります。災害は、大きく二つに分けることができると言われております。一つは、人的災害。内容は、火災、爆発、伝染病など。二つ目は自然災害とは、地震、津波、台風、雪害。これまで全労済が共済普及活動と同時に取り組んできた防災とは、被害を出さないようにすることが目的で、主として火災を防ぐことを行ってきました。火を消す、あるいは、消火活動とか危険箇所を調べるなど、こういうことは地域や学校で小学校とか幼稚園の時からおこなってきました。全労済では、先ほどの阪神淡路大震災以降、減災という取り組みが重要であると認識しました。なぜかと言いますと、自然災害は防ぐことが出来ないのも、もし発生した時に被害を最小限に抑えていきましょうよという観点から変わりました。

そして、この減災には、大きく三つの対応が必要です。まず①の対応は、発生前は、家族でどこに避難したらいいのか。備品はどこに置いていたらいいのかなど、常に話をしていこう。これが大事ですよということ。そして家具の転倒防止。ちゃんと転倒防止が付いているかどうか、こももしっかり見ていただきたい。備品は、もう一年も経っている水を置いていないかどうか、常に入れ替えをしながら備品を家族全員で準備するという事です。次に②発生した時にどうするか？ですが、まずは自分の身を守る、安全な場所に逃げる事。揺れが落ち着いたら火を消して下さい。慌てないでやってください。安全な場所に身を守るというのが第一条件であります。そして③発生後の対応ですが、ラジオを聞けるならばラジオ、スマホで情報が見られるならスマホで、情報を正しく入手し、今自分の家や避難場所の近くがどのような状況になっているのか、そんなことも判断基準に入れてほしいと思います。そして、負傷者がいて自分が元気ならば助けていただきたい。

また、A1タイプの印刷物をみて下さい。この用紙は、ここ30年以内に発生する地震の発生率が書いてあります。都道府県別、30年以内に震度6以上の揺れに見舞われる確率と書いてあります。これを見ていただきますと、山形県が4%の確率です。これが低いかわかりませんが、熊本県を見ていただきたいと思います。熊本で震度7の地震発生致しました。この熊本県の発生率は、8%です。そして、日本全体見てみますと殆ど真っ赤な状態で、いつなるとき、どのような大きい地震が来るかわからないのが今の日本列島です。是非とも自分の出身の県や地域の発生率を頭の中に入れて下さい。次に裏面を見ていただきますと、もし大きい災害が来た時にはどのような対応をしたらよいのか等が書いてありますので、是非ともこれをお読取りになって下さい。そしてこのデータにもあります様に、地震で怪我が発生する確率が高いのは家財が倒れて怪我をする確率が非常に高いとなっております。自宅やアパートで、TVやタンス等が固定になっているかどうか家族全員で確認をしていただけたらと思います。

8. 最後に

本日は、短時間で専門用語が多く出てきましたので、皆さんには分かりづらい点等があると思いますが、少しでも全労済活動に興味を持っていただきたいと思います。また、冒頭お願いを致しましたが、全労済は生活協同組合であることを理解していただけたら幸いです。以上をもちまして終わらせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。